

Corporate Newsletter

2025 年 5 月号(Vol.46)

会社法改正の最新動向②



弁護士 小林 雄介
TEL. 03-6266-8914
yusuke.kobayashi@morihamada.com



弁護士 白岩 直樹
TEL. 03-6213-8171
naoki.shiraiwa@morihamada.com



弁護士 須藤 慶子
TEL. 03-6266-8729
keiko.sudo@morihamada.com



弁護士 孫 亨
TEL. 03-6266-8507
toru.son@morihamada.com



弁護士 平松 直樹
TEL. 03-6266-8787
naoki.hiramatsu@morihamada.com



弁護士 臼井 洸斗
TEL. 03-5220-1908
kosei.usui@morihamada.com



弁護士 光永 大晟
TEL. 03-5220-1968
taisei.mitsunaga@morihamada.com

I. 会社法改正に関する議論の状況

本号の Corporate Newsletter では、前号([Vol.45、5月12日配信](#))に引き続き、足元で進んでいる会社法改正に関する議論の状況をご紹介します。

前号でも触れましたが、法務省の法制審議会は、2025 年 2 月 10 日、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問を行い、「会社法制(株式・株主総会等関係)部会」が設置されました。2025 年 4 月 23 日に第 1 回が、5 月 21 日に第 2 回が開催さ

れ、いよいよ次の会社法改正に向けた検討が本格的に開始されています¹。

このように、部会での議論は始まったばかりですが、その下敷きとなる議論が、2024年9月から2025年2月にかけて開催された会社法制研究会(主催:公益社団法人商事法務研究会。研究会のメンバーは、その多くが部会の委員となっています。)において行われてきました。そこで、前号及び本号の Corporate Newsletter では、今後部会において議論される見込みの主要なテーマを取り上げ、会社法制研究会における議論の経過をご紹介します形で、論点や議論動向を概観します²³。

Ⅱ.バーチャル株主総会・バーチャル社債権者集会

1. 議論の背景

(1)バーチャル株主総会⁴

会社法上、株主総会の招集に当たって「場所」を定める必要があります(会社法 298 条 1 項 1 号)、ハイブリッド型バーチャル株主総会の開催は認められる一方で、バーチャルオンリー株主総会の開催は認められないと考えられており、産業競争力強化法(以下「産競法」といいます。)の会社法特例に基づき、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、定款の定めを設けた上場会社に限って、バーチャルオンリー株主総会(場所の定めのない株主総会)の開催が可能となっています。この点、バーチャルオンリー株主総会のメリット(多くの株主が出席しやすくなる、運営コストの低減を図ることができる、感染症等のリスクの低減を図ることができる)を踏まえると、その実務上のニーズは非上場会社にもあるとの指摘や、実施例が少数にとどまっている要因の一つとして通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消し等のリスクがあるとの指摘等がなされています。そこで、会社法において、バーチャル株主総会に関する規律を設けることが検討されています。

(2)バーチャル社債権者集会

会社法上、社債権者集会についても、招集に当たって「場所」を定める必要があります(会社法 719 条 1 号)、バーチャルオンリー社債権者集会の開催は認められておらず、ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会

¹ 第 1 回会議において、神作裕之委員(学習院大学法学部教授)が部会長に、藤田友敬委員(東京大学大学院法学政治学研究科教授)が部会長代理にそれぞれ指名されました(https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00287.html)。

² 会社法制研究会の議事録、資料及び同研究会において検討された内容や同研究会で出された主な意見を整理した「会社法制研究会報告書」(2025 年 2 月)は、こちらのウェブサイトで公開されています(https://www.shojihomu.or.jp/list/kaishahose_iken)。

³ なお、前号では、「従業員等に対する株式の無償交付」「株式交付制度の見直し」「現物出資制度の見直し」を取り上げています。

⁴ バーチャル株主総会の類型としては、①バーチャルオンリー株主総会(株主総会の場所の定めのない株主総会)、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会(物理的な場所における株主総会の開催に加え、株主総会の場所にはいない株主が、インターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会)、③ハイブリッド参加型バーチャル株主総会(物理的な場所における株主総会の開催に加え、株主総会の場所にはいない株主が、株主総会に出席せずに、インターネット等の通信方法を用いて株主総会の議事を傍聴することができる株主総会)の 3 つの類型が存在します。②③を併せて、ハイブリッド型バーチャル株主総会と呼ばれます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の開催が認められるか否かは解釈に委ねられており、産競法でもそれらの会社法特例は設けられていません。この点、バーチャル社債権者集会についても、実務上のニーズがあるとの指摘等がなされています。そこで、会社法において、バーチャル社債権者集会に関する規律を設けることが検討されています。

2. バーチャル株主総会の改正案

会社法制研究会で検討された改正案では、バーチャル株主総会に関する規律を設けることが検討されており、そこでは、上場会社に限らず、全ての株式会社が適用対象とされており、また、バーチャルオンリー株主総会だけでなく、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会についても規律の対象とされています。これらの規律について、詳述します。

(1) 通信方法を使用する場合に関する規律

バーチャルオンリー株主総会及びハイブリッド出席型バーチャル株主総会の双方に共通する規律として、以下の内容が検討されています。

ア 株主総会の議事を適正かつ確実にを行うために必要な措置

株主総会の議事において、電気通信の送受信による方法(株主が当該方法を使用して株主総会に出席するものに限り、以下「通信方法」といいます。)を使用するときは、当該株主総会の議事を適正かつ確実に行うために必要な措置として法務省令で定める措置をとらなければならないとすることが検討されており、当該措置に関する法務省令案として、次に掲げる措置とすることが検討されています⁵。

- ① 通信障害に対する対策が講じられた通信方法を使用すること
- ② 株主総会の議事において使用する通信方法に係る障害が生じた場合に代替する通信方法を用意すること
- ③ 株主総会の議事における通信の内容を記録した電磁的記録を作成し、株主総会の日から●年間、当該電磁的記録⁶を保存すること

イ 株主総会の招集決定事項・招集通知事項

招集決定事項・招集通知事項として、次の事項の追加が検討されています⁷。

- ① 株主総会の議事において使用する通信方法(当該通信方法に係る障害が生じた場合に代替する通信方法を含む)
- ② 株主が 311 条項又は 312 条 1 項の規定による議決権の行使をした場合であって、当該株主が株主総会

⁵ ①②は、現行の「産業競争力強化法第 66 条第 1 項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認に係る審査基準」(以下「現行審査基準」といいます。)第 2 の内容が参考にされています。

⁶ 電磁的記録については、通信方法を使用して出席する株主についての出席、退席、議決権の行使その他の株主総会における言動及び株式会社と株主との間の通信履歴を記録することを想定しており、これらを文字情報として記録しておくことも考えられるものの、各株主の出席状況が分かるような状態で株主総会の様子をウェブ会議システム上で録音・録画しておくことも足りるものとすることが想定されています。

⁷ 現行の産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令(以下「現行省令」といいます。)3 条・4 条の招集決定事項・招集通知事項の一部が踏襲されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

の議事において通信方法を使用したときにおける当該議決権の行使の効力の取扱いを定めるときは、その内容

③ 株主が①の通信方法を使用するために必要な事項

ウ 株主総会の議事録記載事項

議事録記載事項として、「株主総会の議事において使用した通信方法」の追加が検討されています⁸。

(2)株主総会の場所を定めない場合に関する規律

バーチャルオンリー株主総会にのみ適用される規律として、以下の内容が検討されています。

ア 定款の定め

株式会社は、株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができるということが検討されています。

イ 通信方法を使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置

株主総会の議事において通信方法を使用することに支障のある株主の利益を確保するための措置として法務省令で定める措置をとらなければならないということが検討されており、当該措置に関する法務省令案として、次に掲げるいずれかの措置とすることが検討されています⁹。

- ① 通信方法を使用することに支障のある株主の希望により、当該通信方法を使用するために必要となる機器の貸出しをすること
- ② 通信方法として電話を定めること
- ③ 会社法 298 条 1 項 3 号に掲げる事項¹⁰を定めること
- ④ ①から③までの措置をとらないことについて、株主の全員の同意を得ること

ウ 株主総会の招集決定事項・招集通知事項

招集決定事項及び招集通知事項として、次の事項の追加が検討されています¹¹。

- ① 「株主総会の場所」に代えて「株主総会の場所を定めない旨」
- ② 上記イの措置の内容

エ 株主総会の議事録記載事項

議事録記載事項として、「株主総会の場所を定めなかった旨」の追加が検討されています¹²。

⁸ 現行省令 5 条 3 項 1 号の議事録記載事項の一部が踏襲されています。

⁹ ①～③は、現行審査基準第 3 の内容が参考にされています。

¹⁰ 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。

¹¹ 産競法 66 条 1 項及び現行省令 3 条・4 条の招集決定事項・招集通知事項の一部が踏襲されています。

¹² 現行省令 5 条 3 項 1 号の議事録記載事項の一部が踏襲されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

(3)株主総会の決議取消しの訴えの特則(セーフハーバールール)

バーチャルオンリー株主総会やハイブリッド出席型バーチャル株主総会の決議取消事由(会社法 831 条 1 項 1 号)に関して、通信方法に係る障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反することを理由とするものについては、セーフハーバールールを設け、株式会社の故意又は重大な過失によって当該障害が生じた場合に限り、株主総会の決議取消事由とすることが検討されています。他方で、決議取消事由(同号)のうち株主総会の決議の方法が著しく不公正なときに該当することを理由とするものや、株主総会の決議不存在事由(会社法 830 条 1 項)については、セーフハーバールールは設けないことが検討されています。

(4)株主総会の延期又は続行に関する規律

会社法 317 条では、「株主総会においてその延期又は続行について決議があった場合」には同法 298 条及び 299 条の規定が適用されず、改めての招集手続は不要とされており、当該場合について、「通信方法に係る障害により株主総会の議事に著しい支障が生じるような場合には、議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときに、当該決議に基づく議長の決定があった場合を含む」とすることが検討されており¹³¹⁴、例えば、株主総会の冒頭で当該決議を行い、その後通信障害が生じた場合には、株主総会決議を行うことなく、議長の決定で延期・続行をすることが適法であることが明確となります。

(5)その他の論点

バーチャルオンリー株主総会に関して、デジタルデバイドの株主の利益確保への配慮という観点から、一定の場合に、株主に場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることも検討されましたが、バーチャルオンリー株主総会のメリットが減殺される等として、当該請求権を認めることは不要と整理されています。

また、バーチャル株主総会では、議案提出や質問の心理的ハードルが下がり、濫用的に行われるおそれがある等の指摘から、議案提出の制限や総会当日の質問への説明義務の免除の規律も検討されましたが、実務上の工夫で対応できる等として、それらの規律は不要と整理されています。

3. バーチャル社債権者集会の改正案

会社法制研究会で検討された改正案では、バーチャル株主総会に関する規律と同様に、バーチャル社債権者集会に関する規律を設けることが検討されており、そこでは、(i)通信方法を使用する場合に関する規律(上記 2.(1)と同様の規律)を設けること、(ii)社債権者集会の場所を定めない場合に関する規律(①社債の募集事項(会社法 676 条)に「社債権者集会の場所を定めないことができることとするときは、その旨」を加

¹³ 産競法 66 条 2 項が参考にされています。

¹⁴ なお、あらかじめ株主総会の予備日を定めて株主に告知しておき、通信方法に係る障害が発生した場合にその予備日に改めて株主総会を開催するという方法については、改正案の規律を設けることによって否定されることにはならないとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

える、②招集決定事項・招集通知事項の追加、③社債権者集会の議事録記載事項の追加)を設けること、(iii)社債権者集会の決議の不認可の特則に関する規律(セーフハーバールール)を設けること、(iv)社債権者集会の延期又は続行に関する規律(上記 2.(4)と同様の規律)を設けることが検討されています。なお、株主総会と異なり、社債権者集会では書面による議決権行使を認めることが必須であることから(会社法 726 条)、通信方法を使用することに支障のある社債権者の利益を確保するための措置(上記 2.(2)イに相当する措置)は不要とされています。

4. 実務への影響

会社法制研究会で検討された改正案が実現した場合には、非上場会社におけるバーチャルオンリー株主総会の開催や、株式会社におけるバーチャル社債権者集会の開催が解禁されることとなり、オンラインで実施する株主総会・社債権者集会の裾野が大きく広がることとなります。また、通信障害に関するセーフハーバールールが設けられることで、バーチャル株主総会・バーチャル社債権者集会の普及の一因となることも想定されます。

他方で、仮に(i)バーチャル株主総会において、①通信障害に対する対策が講じられた通信方法の使用や、②通信障害が生じた場合の代替の通信方法の用意といった措置(上記 2.(1)ア①②)のそれぞれが義務化された場合、また、(ii)「株主が通信方法を使用するために必要な事項」(上記 2.(1)イ③)として各株主がログインするために必要な個別の ID・PW 等も招集決定事項(取締役会決議が必要となる事項)とされた場合には、実施する上で一定のハードルとなる可能性もあります。また、今回の改正案では、(i)電子提供措置をとる場合の電子提供措置事項や(狭義の)招集通知の記載事項、(ii)株主が裁判所の許可を得て招集する株主総会に関する規律(セーフハーバールールの適用を含む)、(iii)産競法 66 条 1 項による定款の定め等の詳細は明らかにはされていません。これらを含め、今後の検討状況が注目されるところです。

また、現状、一部の議決権行使助言会社や機関投資家は、バーチャルオンリー株主総会の定款変更議案に原則反対等の立場を取っており、改正案による影響を含め、こちらも今後の動向が注目されるところです。

Ⅲ. 実質株主確認制度

1. 議論の背景

日本の法制度上、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度の適用対象(株券等保有割合が 5%超)となる場合を除き、株式会社や他の株主において、名義株主(株主名簿に記載され、又は記録されている株主)の背後に存在するいわゆる実質株主(名義株主に対して議決権の行使等について指図をすることができる

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

者)を確認することができる制度は存在しません。

他方で、近年、株式会社については、中長期的な企業価値を向上させる観点から、株主との間で建設的な対話を行うことが重要であるとされるところ、上記のような状況の中で、実質株主に関する情報を把握して、建設的な対話を行うのに支障が生じているとの指摘がなされています。この点、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ報告」(2023 年 12 月 25 日)においても、実質株主を効率的に把握できるようにするため、当面の対応として、(1)機関投資家の行動原則として、その保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示すべきとされるところ¹⁵、(2)将来的には、欧州諸国の制度(会社の実質株主を把握する権限を認める制度など)を参考に、そのような回答を法制度上義務付けることを検討すべき旨が示唆されました。

これらを受けて、株式会社が実質株主を確認するための制度を設けること、並びに当該制度を設ける場合の制度設計等が会社法改正の検討対象として議論されています。

2. 検討されている改正の方向性

会社法制研究会においては、制度設計の在り方についてかなり幅があり得ることから、実質株主確認制度について、まず下記の A 案から C 案までの各モデル案を示した上で、各モデル案のうち最も適切であると考えられるものをベースとして、個別の論点ごとの各論的な検討や実務における運用の在り方の検討を深掘りしていくとのアプローチで議論が進められました。

<各モデル案>

A 案	実質株主確認制度の趣旨を株式会社と株主との間の対話の促進という点に求め、その達成に必要な限度で制度を設計する最も「小さな制度」の案
B 案	A 案をベースとしつつ、株主共同の利益の保護も制度趣旨に含め、実効性の確保のために実質株主に係る情報の提供を怠った者の議決権を制限するための規律を設ける案
C 案	株式会社に対し、実質株主に係る情報の調査義務を課し、株主名簿の記載事項とするとともに、実質株主に係る情報を株主名簿の閲覧によって開示の対象とするなど、A 案の対極となる「大きな制度」の案

¹⁵ この点については、金融庁は、2025 年 3 月 21 日、「機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべきであり、投資先企業から求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表すべきである。」とする改訂案指針 4-2 の新設を含む、『『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』の改訂案を公表しています(<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250321-3.html>)。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 検討されている改正案の論点

(1) 論点の一覧

会社法制研究会においては、各モデル案をベースに、以下の①～⑦の論点が検討対象とされました。
各論点とその検討状況の概要は下表のとおりです。

項目	論点	検討状況
① 制度の趣旨	会社と株主との対話の促進という趣旨に限定するか(A 案)、株主共同の利益を保護する等の趣旨も含めるか(B 案、C 案)	⑦の制裁措置等の制度設計と併せて議論
② 制度の対象となる株式会社の範囲	上場会社のみを対象とするか、非上場会社も対象とするか	非上場会社も対象から除外せずに議論
③ 「実質株主」の意義	株主の議決権に着目し「株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者」とするか、株式の処分権限等にも着目するか	議決権に着目する考え方を基本とする方向か
④ 実質株主を把握する仕組み	会社が、名義株主に対し、議決権行使について指図権を有する者の情報の提供を請求することができるものとすることや、当該指図権者に対して更に指図権者がいる場合には、株式会社が中間の指図権者に対して更に情報の提供を請求することができるものとするものの可否	いずれにしてもシステムや実務運用の検討も重要であるとの指摘
⑤ 会社が株主に請求できる情報の範囲	実質株主を特定するのに必要な情報(①氏名又は名称及び②住所その他の連絡先)及び当該実質株主が権限を有する株式数を対象とすることの可否	情報の範囲については異論なし
⑥ 提供された情報の開示	株式会社が把握した実質株主の情報を他の株主等へ開示することの可否	他の株主等への開示は不要で異論なし
⑦ 情報提供を怠った者への制裁	過料の制裁にとどめるか(A 案)、情報提供を怠った者の議決権を制限するための規律を設けるか(B、C 案)	中心的に議論 下記(2)参照

(2) 情報提供を怠った者への制裁措置

会社法制研究会においては、上記①～⑦の各論点の中でも、特に⑦情報提供を怠った者への制裁をどのように規律するかが中心的な検討対象とされました。

ア A 案の制裁措置

A 案は、情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、過料に処するとの規律案であり、最も「小さな制度」の案となりますが、真に帰責すべき者（最終的な指図権者）や外国居住者又は外国法人への制裁が困難であるなど、実効性を疑問視する意見も示されています。

イ B 案の制裁措置

B 案は、実質株主確認制度の実効性を確保し、株主共同の利益を保護するとの趣旨を実現するため、情報提供を怠った名義株主の議決権を制限する規律案であり、更に B-1 案と B-2 案に分けられます。

まず、B-1 案は、情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、その議決権を一般的に制限するというものです。同案に対しては、実質株主に係る情報の提供を怠ったことをもって株主の基本的な権利である議決権を制限することが相当といえるかという実体法上の問題のほか、どのような手続を経ることが相当といえるかということが問題となり、例えば以下のような手続を必要とするかが議論されております。

- (i) 特段の手続的な要件は必要とせずに当然に議決権が制限される
- (ii) 株式会社の公告を必要とする
- (iii) 株式会社の申立てによる裁判を必要とする

次に、B-2 案は、株主共同の利益を保護するとの制度趣旨の考え方に鑑み、情報提供の請求を受けた名義株主等が、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、(過料に処するとともに、)当該名義株主等が議決権を行使することが株主共同の利益を著しく害するときは、株式会社がその議決権の行使を制限することができるとするものです。「議決権を行使することが株主共同の利益を著しく害するとき」の意義については、例えば、正体不明の複数の者が、名義株主の背後に隠れて株式を事実上買い集め、相当数の株式を事実上保有するに至ったものの、株式会社との対話に全く応じようとせず、当該株式会社の提案する議案（現経営陣を再任する旨の取締役選任議案等）には反対し、当該株式会社以外の者が提案する議案（素性のわからない者を取締役に選任する旨の議案等）には賛成する旨の議決権の行使を指図することにより、当該株式会社の企業価値が低下し、株主共同の利益を著しく害すると認められるような場合が考えられています。

ウ C 案の制裁措置

最後に、C 案は、株式会社に実質株主に係る情報を調査する義務を課し、株主名簿に指図権者として記載又は記録された者が直接議決権を行使することを認めた上で、実質株主に係る情報の提供を怠った者の議決権を一般的に制限するという、最も「大きな制度」の案です。

これら各モデル案のうち、いかなる案が適切であるかという点については、会社法制研究会においては、最も「大きな制度」である C 案は相当でないとの点については概ね意見の一致を見ましたが、その先につい

てはさまざまな意見が出たところであり、実効性の問題があるにしろ早期の導入が可能な A 案からスタートし、将来的に B-1 案、B-2 案への移行を考えるべきであるとの意見も示されております。B 案が認められるか、そして仮に B 案が認められるとした場合に、どのような要件の下で議決権の制限等の措置が認められるかが、今後の議論の焦点になるものと考えられます。

4. 実務への影響

今般の会社法改正により、株式会社の名義株主に対する実質株主に係る情報提供の請求が認められることとなった場合には、企業において、多額のコスト、時間をかけて実質株主判明調査を行うという問題が一定程度解消され、正確な実質株主の情報をより把握し易くなり、その結果、企業と実質株主との間の建設的な対話が促進されることが期待されます。

また、株主総会において会社側で委任状勧誘を行う必要性が生じた場合には、従来よりも更に会社側が実質株主に対して直接議決権行使の働きかけを行うことが可能となり、より精度の高い票読みを行うことができるようになる可能性があると考えられます。

なお、仮に法制度が立法されたとしても、実際に企業が実質株主の情報をスムーズに確認するための仕組み(システム)や実務運用が伴わないと実質株主確認制度は実質的には機能しないと考えられますので、法制審議会の議論と並行して検討が始まった全銀協「実質株主確認制度整備に向けた実務者検討会」などの実務面の検討の動向にも注視が必要です。

IV.指名委員会等設置会社制度の見直し

1. 議論の背景

現行法上、指名委員会等設置会社では、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の「各委員会」の委員の過半数は社外取締役でなければならず(会社法 400 条 3 項)、「指名委員会」は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有する(会社法 404 条 1 項)とされています。すなわち、「取締役会」の取締役の過半数が社外取締役であることまでは必要とされていないとともに、「取締役会」が取締役の選解任に関する指名委員会の決定を覆すことはできないとされています。

このような現行法の規律の背景には、指名委員会等設置会社制度の前身である委員会等設置会社制度が平成 14 年商法改正により導入された当時の事情として、①取締役の過半数が社外取締役でなければならぬとすると、それを満たすことができる株式会社が非常に少なかった点、②社外取締役が過半数を占める 3 つの委員会を設置するとともに、社内取締役が多数を占めていることが想定される取締役会が各委員会

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の決定を覆すことができないものとするにより、取締役の過半数が社外取締役である場合と同等の監督機能を有する取締役会を実現することを意図していた点があるとされています。

しかし、「取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有する」という規律が、指名委員会設置会社へ移行を企業が躊躇する要因になっているとの指摘があるほか、近年、プライム市場上場会社の株式会社において取締役の過半数が独立社外取締役となる割合が増えており、指名委員会等設置会社の多くで取締役の過半数が社外取締役になっている現状があることから、制度導入当初における上記①②の懸念は、必ずしも当てはまらない状況になっており、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には、規律としての合理性が乏しいといった指摘もされているところです。

そこで、指名委員会等設置会社における権限の規律の在り方の見直しを中心としつつ、その他の改正事項の可能性も視野に入れて、指名委員会等設置会社制度の見直しが検討されています。

2. 検討されている改正の内容と論点

見直しの方向性を巡る会社法制研究会における議論状況を整理すると下表のとおりです。今般の改正により、指名委員会等設置会社制度に限らず会社法における機関設計の在り方全体を見直すべきという意見もあれば、今般の改正では、指名委員会等設置会社制度が現状抱える問題点を解決することを目的に改正を行い、機関設計制度の在り方全体の見直しは中長期的な課題と整理する意見もある等、改正事項のスコープ及び方向性は確定しておりません。そのため、今後も法制審議会における議論の動向を注視する必要があります。

	考えられる見直しの方向性		
	今般の改正で会社法における機関設計の在り方全体を見直す方向	今般の改正では指名委員会等設置会社制度の見直しを優先する方向 現行法の問題点を解決することを目的	指名委員会等設置会社への移行を促すことも目的
肯定的意見	・取締役会の独立性を前提に各委員会の権限を弱くするという方向で改正すれば、指名委員会等設置会社制度導入当初と異なる前提となるため、根本的な機関設計の見直しの検討と実質は変わらない	・取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有するのは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性に乏しい	—
否定的意見	・機関設計の在り方を見直すことについては長期的な課題である	・取締役の過半数が社外取締役である場合には、取締役の全員が指名委員会の委員になれば問題	・指名委員会等設置会社制度は、監査委員会の独立性に問題があるなど、必ずしも移行を促すに

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

	・将来の機関設計全体についてある程度のコンセンサスが ない中では、時期尚早	- は解決し、現行制度の見直しを する必要は無い ・少数の指名委員の意見だけが尊 重されて取締役会の意見が反映 されていない点が問題とのこと であれば、それは情報共有や事 前連携の問題であり、法改正で はなく運用面で解決を図るべき	- 値しない ・機関設計の選択は各会社の自由 に委ねるべき
--	---	--	--

「取締役の過半数が社外取締役である場合であっても取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有する」という現在の指名委員会等設置会社制度における問題点を解決することを目的として改正を行う場合には、「取締役の過半数が社外取締役」である場合には、取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を「取締役会」に付与する方向で改正を行うことが考えられます。取締役候補者の指名権限を「取締役会」に帰属させる場合の詳細な制度設計の在り方については、今後の検討が必要とされていますが、会社法制研究会では、①指名委員会で決定した候補者と異なる候補者を株主総会に提出する場合には取締役はその理由を株主総会で説明しなければならないものとする、②指名委員会の選定する指名委員は株主総会で意見を述べるができるものとする、③そのような事情は事業報告に記載するなどの方策が例として示唆されています。なお、取締役の選任に関する指名委員会の判断と、取締役等の報酬に関する報酬委員会の判断は、連動していることも少なくなく、報酬委員会の決定事項とされている取締役の報酬(会社法 404 条 3 項)についても同様に改正することが考えられることから、会社法制研究会では、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の報酬決定権限も取締役会に帰属させることも考えられるという意見もありました。

また、機関設計制度全体の在り方は今般の改正においてではなく、中長期的に見直していくべきものにとどめるとしても、将来実現すべき機関設計の在り方について、ある程度のイメージを形成しておくことは有益であるとの観点で、会社法制研究会の議論においては、将来的には機関設計制度を委員会型と監査役型の 2 類型に再構成する可能性についても意見が交わされました。例えば、委員会型は取締役会を監督機能に集中させ、監査役型は監督機能と業務執行機能の両方を取締役会が行うものと整理したうえで、上場企業については委員会型に集約していく形が望ましいとする意見がありました。また、その場合、現在上場会社で委員会型を採用する会社の多くが監査等委員会設置会社であるという現実から、委員会型については監査等委員会設置会社をベースとすることが考えられるという意見もありました。

3. 実務への影響

「取締役の過半数が社外取締役」である場合に、取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を「取

締役会」に付与する方向での改正が実現した場合には、指名委員会等設置会社への移行が進む可能性が考えられます。

なお、近時、株主総会シーズンの分散化や有価証券報告書の総会前提出の検討などとの関係で、いわゆる「7 月総会」を現実的な選択肢として模索する気運も高まりつつあるところ、指名委員会等設置会社であれば、定時株主総会を待つことなく、取締役会決議で業務執行役員としての執行役を選任することが可能であり、「7 月総会」の実施に際してのネックの一つとして指摘されている点(事業年度開始から 4~5 ヶ月も過ぎた定時株主総会のタイミングで業務執行役員としての取締役の交代がされることの違和感)が解消される可能性もあり、このような近年の環境変化等も、指名委員会等設置会社への移行の追い風になる可能性が考えられます。

他方で、今般の改正によって、指名委員会の決定を取締役会で覆うことができるとなれば、指名委員会等設置会社は、任意の指名・報酬委員会を置く監査等委員会設置会社に相当類似してくるため、各機関設計に対する見方や評価は変わる可能性は考えられます。ただし、それでもなお、監査等委員会設置会社とは異なり、指名委員会等設置会社には、株主総会決議を要せず報酬委員会で取締役報酬を柔軟に決定することができるといった、本質的な差異を見出し得るため、引き続き指名委員会等設置会社に独自の利点が残る可能性はあるように思われます。